

議案第 90 号

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な  
処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な  
処理に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する  
条例（平成 11 年板橋区条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部 1 の項中「40 円」を「46 円」に改め、同部 2 の項中「  
40 円」を「46 円」に、「76 円」を「87 円」に改め、同部 3 の項  
中「40 円」を「46 円」に改め、同部 4 の項中「2, 800 円」を「  
3, 200 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の  
促進及び適正な処理に関する条例（以下「新条例」という。）別表 1  
の部 1 の項及び 2 の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」  
という。）以後に収集及び運搬を行うものについて適用し、同日前に  
収集及び運搬を行ったものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から令和 5 年 1 0 月 3 1 日までの  
間に、付則第 5 項の規定によりなお使用することができるとされる有  
料ごみ処理券を添付するものに係る手数料の額については、なお従前  
の例による。
- 4 新条例別表 1 の部 3 の項及び 4 の項の規定は、施行日以後に収集及  
び運搬に係る申込みがなされるものについて適用し、同日前に収集及  
び運搬に係る申込みがなされたものについては、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に交付されている有料ごみ処理券については、施行日から令和5年10月31日までの間に収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。

(提案理由)

廃棄物処理手数料の額を改定する必要がある。